

淀川労働基準監督署発表
令和7年5月23日

令和7年5月23日

【照会先】

淀川労働基準監督署
電話

06-7668-0268

報道関係者 各位

最低賃金法違反の疑いで書類送検

(最長16か月分の賃金不払いの疑い)

令和7年5月23日、淀川労働基準監督署(署長 くめがわ 久米川 はるたみ 晴民)は、株式会社YMサービス及び同社の代表取締役を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社YMサービスワイエム(以下「被疑会社」という。)

本社所在地 大阪府池田市豊島北

事業内容 警備業

(2) 同社代表取締役A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、労働者5名に対し、令和4年10月分から令和6年5月分までにおける複数月分の定期賃金（最長の者で16か月分）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金は令和4年10月1日から令和5年9月30日まで時間額1,023円、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで時間額1,064円です。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

第40条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。